第1章 総則

第1草 総則					
条文等	取り組み状況等		評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第1条(目的)					
この条例は、二元代表制の下、府中市議会(以下「議会」という。)の果たす					
べき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることに	ツウギのとは、三次/エの社会 N				
より、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄	※定義のため、評価の対象外				
与することを目的とする。					
第2章 議会及び議員の活動原則					
条文等	取り組み状況等		評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第2条 (議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。					
		■■	既ねできている		
員の自由な発言を重んじること。			-部できている		
		1-1	できていない		
			その他		
(2) 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。			既ねできている		
(2) A A = .6 11 10 C K A E 1 1 C C 6			一部できている		
		1 - 1			
			できていない		
(2) ナロのまと切出し、 さかに C Db よっ たこに 放せ ファ い			その他	-	
(3) 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。			既ねできている		
			一部できている	議員は一部出来ているが、議会とし	
		I - I	できていない	ては?	
			その他		
(4) 市政運営を監視及び評価すること。		✓ 相	既ねできている		
			-部できている		
			できていない		
			その他		
(5) 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。	・政治倫理条例及び市議会の個人情報保護条例の制定に当たって	□ 棋	既ねできている		
	は、複数の議案が提出され、活発な議論を経て賛否が決せられた		-部できている		
	(R5①)		できていない		
			その他		
(6) 不断の改革を行うこと。	・タブレット貸与及びペーパーレス会議システム導入による議会資		既ねできている		
	料のペーパーレス化を実施(R5①施行実施、R5③本格実施)		-部できている		
	・LINEWORKS導入による連絡の効率化・ペーパーレス化を実施		できていない	先例の重視は時によって合理的判断 	
	(R5③前)		その他	より優先されることもある	
	・市議会ホームページにおける議会資料掲載の早期化(R6③~)				
		1 1		1	

できていない その他 様々なテーマの新移介を展長上催で実施 横和できている その他 様々なテーマの新移介を展長上催で実施 横和できている 中部できている できていない その他 その他 日本 をおいて表土地関わることを示く 野中市議会製活倫理条例を表定 (R5の) ・新中市議会製活倫理条例を表定 (R5の) ・新中市議会製活倫理条例に基づく (日本書本た出議会に対して、大会施、おいて未来、世間中の意見知及を実施 (R6の) ・森の本書でもいる できていない ではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどの			I -			
	に努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。		I -			
(2) 自己研説及び謝資研光により、長質向上に努めること。						
(2) 自己研算及び調査研究により、資質向上に交めること。						
(2) 自己研萄及び別立研究により、普書商上に努めること。			1			
		左左1回 举 4 4 5 = 一	+			
	(2) 目己研鎖及び調査研究により、貧質回上に努めること。	・毋午 四、様々なナーマの研修会を議長主催で美施	I = I			
第4条 (政治修理) 議員は、高い修理的表籍が課せられていることを深く 自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。			1		 参加していない議員もいる	
第4条 (政治倫理) 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く				できていない		
自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。				その他		
会議において末提出理由の意見聴取を実施 (R6②) ・議長主催の諸員研修でコンプライアンス研修を実施 (R6③) ・議会理密委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修をすることを決定 (R6③) 第5条 (災害時の議会等の対応) 議会及び議員は、災害による不測の事態 が生じたとさは、市民の生命及び財産保護するため市長その他の執行機関 及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 第3章 市民との関係 ※文等 取り組み状況等 東文等 取り組み状況等 東文等 取り組み状況等 東価 (該当に図) 評価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。	第4条 (政治倫理) 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く	・府中市議会政治倫理条例を制定(R5①)	~	概ねできている		
・議長主催の議員研修でコンプライアンス研修を実施(R6①前) ・議会運営委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修をす ることを議員に依頼することを決定(R6③) 第5条 (災害時の議会等の対応) 議会及び議員は、災害による不測の事態 が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関 及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところによ り、災害対策の対応に努めるものとする。 第3章 市民との関係 ※文等 取り組み状況等 取り組み状況等 評価 (該当に型) 評価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 ・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開(常任委員会 日2名②、特別委員会(予決員を除く)H27階~、議会運営委員会 「初れできている」 「部できている」 「部位 (該当に型) 評価の理由・課題等	自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。	・府中市議会政治倫理条例に基づく宣誓書未提出議員に対して、本		一部できている		
・議長主僧の蔵員研修でコンプライアンス研修を実施(R6①前) ・議会連営委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修をすることを議長に依頼することを決定(R6②) 第5条 (災害時の議会等の対応) 議会及び議員は、災害による不測の事態 が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の物行機同 及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 第3章 市民との関係 ※文等 取り組み状況等 評価 (該当に図) 評価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 ・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開(常任委員会 日24②~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~、議会運営委員会 日24②~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~、議会運営委員会 日24②~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~、議会運営委員会 日24②~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~、議会運営委員会 日24②~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~、議会運営委員会 日24②~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~ 「場合を任うといる」 日24②~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~ 「場合を任うといる」 日24③~、特別委任(デ大賞を除く) H27覧~ 「場合を「デ大賞を除く) H27覧~ 「場合を「デスターを持ている」 日24③~ 日25~ 日25		会議において未提出理由の意見聴取を実施(R5②)		できていない		
### 25 を		・議長主催の議員研修でコンプライアンス研修を実施(R6①前)				
第5条 (災害時の議会等の対応) 議会及び議員は、災害による不測の事態 か ICTによる災害時の連絡体制の強化の取組として、LINEWORKSに が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関		・議会運営委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修をす				
が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関 及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 第3章 市民との関係 条文等 取り組み状況等 下価(該当に図) 下価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 ・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開(常任委員会 H24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~、対別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~ 特別委員会(子決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日24②~ 特別委員会(子24②~ 特別委員会(子24②~ 特別委員会(子24②~ 特別委員会(子24②~ 特別委員会(子24②~ 特別委員会(子24②~ 特別委員会(子24③~ 日24③~) 日27版~ 議会運営委員会 日24③~ 日24③~) 日27版~ 議会運営委員会 日24③~ 日24③~) 日27版~ 議会運営委員会 日24○~ 日24③~) 日27版~ 議会運営委員会 日24○~ 日24○~) 日24○~ 日24○~) 日24○~ 日24○~) 日250~		ることを議長に依頼することを決定(R6③)		その他		
が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 第3章 市民との関係 条文等 取り組み状況等 評価(該当に図) 評価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 ・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開(常任委員会 H24②~、特別委員会(予決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日2000) 「おおおける委員会会会議録の公開(常任委員会 H24②~、特別委員会(予決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日2000)						
が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 第3章 市民との関係 条文等 取り組み状況等 評価(該当に図) 評価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 ・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開(常任委員会 H24②~、特別委員会(予決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日2000) 「おおおける委員会会会議録の公開(常任委員会 H24②~、特別委員会(予決算を除く)H27版~、議会運営委員会 日2000)						
及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。	第5条 (災害時の議会等の対応) 議会及び議員は、災害による不測の事態	・ICTによる災害時の連絡体制の強化の取組として、LINEWORKSに	$ lap{\checkmark}$	概ねできている		
り、災害対策の対応に努めるものとする。	が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関	よる連絡訓練を実施 (R5④前)		一部できている		
り、災害対策の対応に努めるものとする。	及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところによ			できていない		
第3章 市民との関係	り、災害対策の対応に努めるものとする。					
条文等 取り組み状況等 評価(該当に図) 評価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任)				その他		
条文等 取り組み状況等 評価(該当に☑) 評価の理由・課題等 今後の取組案・改正の有無 (議会の公開及び説明責任)	第2章 主足との関係				1	
(議会の公開及び説明責任)		取り組み状況等		≕(該坐/-□)		今後の取組案・改正の左無
第 6 条 議会は、会議を原則として公開するものとする。		以り心が八元子		計画 (改当に望)	計画の在田・味度寸	7後の収温末・以上の有無
H24②~、特別委員会(予決算を除く)H27臨~、議会運営委員会 — 一部できている		→ は		押してもフレフ		
	弟も余 議会は、会議を原則として公開するものとする。		1			
$ ext{III.}$				一部できている 		
				できていない		
・市議会ホームページにおけるインターネット配信の実施(本会議 \square その他			$ \Box $	その他		
2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対す ・議会報において議決の個人賛否を掲載(H29②~)			1			
る説明責任を十分に果たさなければならない。 ・議会傍聴について、手話通訳に加えノートテイクによる傍聴にも	る説明責任を十分に果たさなければならない。			一部できている		
対応(R3予算から)				できていない		
・市議会ホームページに議会報のテキストデータを掲載し、視覚に					十分とは言えない	
障害がある方の情報収集を円滑化(R4)						
・電子採決の導入により個人賛否をより明確化(R5③~)				その他		
・議会傍聴において視覚・聴覚に障害のある方のスマホ等で音声反						
訳アプリ等の使用を許可(R6② \sim)		訳アプリ等の使用を許可(R6②~)				
	第7条(市民と議会との関係) 議会又は議員は、市長から提案された議案を			概ねできている		
第7条(市民と議会との関係) 議会又は議員は、市長から提案された議案を 概ねできている	審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとす		\checkmark	一部できている		
	る。			できていない		
				その他		
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。	2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。		+			
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。			1			
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 □ できていない □ その他 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。						
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 □ 一部できている □ できていない □ その他 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 □ 一部できている □ 一部できている □ 一部できている □ 一部できている			1			
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 □ できていない その他 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 □ 概ねできている □ 部できている □ 部できている □ できていない			+			
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 □ 一部できている □ できていない - その他 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 □ 一部できている □ 一部できている □ できていない □ その他	2 詳号又は禾号会は、お笠の芸安正が担号とナフに火と、マーン声に亡い			1燃ねぐさている	ĺ	
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。			1			
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。		取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコメントを実施		一部できている	機会を設けるとあるが運用は?	
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。		取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコメントを実施		一部できている できていない	機会を設けるとあるが運用は?	

第4章 市長等との関係

(条文等	取り組み状況等		評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
### ### #############################	(市長等と議会の関係)					
### 200 日本の主により、	第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われてい	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望書を全		概ねできている		
####################################			$ \Box $	一部できている		
	案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。				議会としてという部分の定義 	
 ② 満分は、毎年中の場所もを変更が収支機等には、必要に応じてものが			1 —			
一部ですている 一部ですでいる 「中部ですでいる 「中部ですでいる 「中部ですでいる 「中部を」」 「中部ですでいる 「中部ですのる」 「中部でする」 「中部でる」 「中部でる	2 議会は、市長等が提案する其本的な政策等に対し、必要に応じてその形		_			
「			I - I			
食の機・			I -			
			1—			
語文表 接角は、本会議の研究自会において、確案中についての語書を基金とし、 個域の影響を発達のとなっても行い、	(質疑等の形式)			C 47 16		
し、動議及び報音を求めるため再長でも対して理解を行うものとする。				概ねできている		
	し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。		$_{\rm I}$		 質問整理のための反問権が必要な部	
最近は、市展中に対して市政の機能を添加しいて一般質別多を行うのの とする。			-			
2 【						
とする。	2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うもの	・一般質問の日数を2日間から3日間に変更(R2②~)	+			
できていない できていない できていない できていない できていない できていない できていない できていない できていない できなが、地方自治法側が22年上は無常でき、以下「法」という。)第 「多条後知の対策に基づき、法に形めるものの活か、試合と市に等がともに がにによする基準と担うため、まなたとって主要な政策等として定めることができる。 「数据などを行うされているできる。 「数据などを行うされているできる。 「数据などを対しません」といって、議会の 「数据などを対しません」といって、議会の 「数据など、必要な金頭を混合資産を含金に扱い、不会部において交差 「数据など、必要な金頭を混合資産を含金に扱い、不会部において交差 「数据など、必要な金頭を混合資産を含金に扱い、不会部において交差 「数据など、が要な金頭を混合資産の関連に関する条例と抑制31年9月存 「概和できている 「記できている 「ごまていない その他 できていない その他 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原則) 「対抗の原金を保障しなければならない。」 「数据なきまなる」 「数据なきまいる 「ごまていない その他 「できていない その他 「ごまていない その他 「できていない その他 「ごまならい。」 「数据なきまいる 「ごまないない その他 「ごまないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	とする。			一部できている		
(I -			
第10条 議会は、地方自治法(昭和22年決神第67号。以下「法」という。)類 96条第7項の規定に基づき、法に定めるものの目が、議会と由長等がももに 市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の 滅決すべき再件として定めることができる。 第5章 議会の運営及び体制				その他		
96条第 2 項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに 市民に対する責任を申うため、市政にとって重要な政策等について、議会の 議会と 事件として定めることができる。 第5章 議会の遺営及び体制 (会別及び回数) 第11条 報長は、必要な会別を議会運営委員会に誇り、本会誌において決定 するものとする。 2 定的会の回数は、所申市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。 (付該の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員向の討議を行うことができる。 い立との他 2 議会は、委員会活動を中心に、議員向の討議を行うことができる。 い立との他 3 に係る部議 ・議会運営委員会のの機能に係る協議における議員	(議決事項の追加)					
市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の 議議会連貫上の手続きに関する内容なので、評価の対象外 第5章 議会の運営及び体制 第11条 議長は、必要な会期を領会連営委員会に落り、入会議において決定 するものとする。 ※議会選当上の手続きに関する内容なので、評価の対象外 2 上例会の回数は、所中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月所 2 様ねできている 中部できている できていない その他 2 様念は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 4 概ねできている できていない その他 2 様念は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 4 次契利関係展売人札が審事件再発防止対策特別委員会の倫理条例 4 様ねできている できていない その他 4 様ねできている できていない その他 4 様ねできている できていない その他 4 様なに、議決責任を果たすために、議員間の討議を行うことができる。 4 次契利関係展売人札が審事件再発防止対策特別委員会の倫理条例 4 様ねできている できていない その他 4 様なできている できていない 5 様なできている 5 様なできている できていない 5 様なできている できていない 5 様などは、最近に係る協議における議員 5 様なでは、最近に係る協議における議員 5 様なでは、最近に係る協議における情報を表する 5 様なでは、最近に係る協議における情報を表する 5 様なでは、最近に係る協能とない。 5 様などは、最近に係る協能とない。 5 様などは、まために、まために、まために、まために、まために、まために、まために、まために	第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第					
	96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに	 				
第5章 議会の運営及び体制 (会朋及び回数) 第11条 議長は、必要な会朋を議会運営委員会に誇り、本会議において決定するものとする。 ※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外 (場別をできている中市条例第19号)に定めるところによる。 (場別をできている中市条例第19号)に定めるところによる。 (場別をできている中部の対象を開発した。中部できている中部できている中部できている中部できている中部できている中部の対象を開発している中部の対象を開発している中部の対象を対象を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		7. Harvey 2 - 1 1,000 - 1 - 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /				
(会期及び回数) 第11条 議長は、必要な会朋を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。 2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年 9 月府中市条例第19号)に定めるところによる。 中市条例第19号)に定めるところによる。 (訂議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。 ・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例 割定に係る協議・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員 できているできているできているできているできているできているできているできている						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		T	1	Г	1	
#						
2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(附和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。 □ 市条例第19号)に定めるところによる。 □ 市本できているできていないその他 (討議の原則) □ 概ねできているの心平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 □ 概ねできているできているできているできているの心平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 □ 概ねできているできているできているできているできているできているできていないたの他 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。 ・ 公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例制定に係る協議における議員における議員に対しませた。		※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外				
中市条例第19号)に定めるところによる。				概ねできている		
(討議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 ② 横ねできているできているできているできていない。 ② 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。 ・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例制定に係る協議・設立できているできているできている。できていない。その他						
(討議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 ② 概ねできている 一部できている できていない その他 ② 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。 ・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例制定に係る協議における議員・設定できている。・認会と関係というによるとは、できている。・認会と関係というによるとは、できている。・認会と関係というによるは、できている。・認会と関係というによるは、できている。・認会とは、不可能を対し、のできている。・認会と関係というによるは、できている。・できている。・認会と関係というによるは、できている。・できている。・できている。・できている。・できている。・できている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
(計議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員 の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の計議を行うことができる。			ı —			
の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。	- (討議の原則)					
の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。	第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員		П	概ねできている		
できていない できていない その他 できていない その他 できていない その他 できている 世紀 できている できていない できている できていない できていない できていない できている できていない できている できていない できている できている できている できていない できていないない できていない できていない できていない できていない できていない できていない できていないない できていない できていない できていない できていない できていない できていない できていないない できていない できていな						
2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。				できていない		
2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。 ・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例 制定に係る協議 ・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員 □ 概ねできている 一部できている できていない						
制定に係る協議 ・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員 □ できていない 	2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。					
・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員 できていない						
		間討議ルールを申合せ(R5①)		その他		

条文等	取り組み状況等		評価(該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(定数) 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふ さわしいものとすることを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階 では評価に馴染まない。				
府中市条例第21号)により定めるものとする。	(♥&日				
2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。		1-	概ねできている		
に考慮した上で足めるものとする。			一部できている できていない		
		1—	その他		
3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、 「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象				
	外				
4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催するこ			概ねできている		
とができる。					
		1	できていない その他		
		_	概ねできている		
第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補			一部できている		
助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。			できていない		
			その他		
(議会図書室)	・新庁舎移転に伴い、オープンスペース(議会ロビー)に議会図書室を設置(R5③前)		概ねできている		
第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、 議会図書室の充実に努め、これを活用する。	至で設直(内のの削)		一部できている		
- 成五囚目主の儿犬に方の、これを加用する。			できていない その他		
	・議員が逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときに議		概ねできている		
第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関	員報酬停止規定を報酬条例に追加 (R5①)	1	一部できている		
する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。		1—	できていない		
			その他		
2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との	・隔年で府中市特別職報酬等審議会の答申内容の報告を聴取		概ねできている		
比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報		~	一部できている		
酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。			できていない		
			その他		
第6章 補則		-			•
(条例の検証等)	・議会運営委員会で議会基本条例の検証方法について協議を実施(R		概ねできている	議会、議員が自ら評価、検証するだ	
第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要	5 ②~)		一部できている	けでなく、第三者による検証、総評	
に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。		✓	できていない	が条令検証の正当性担保の為に必須	
			その他	と考える	